| 庁　議　案　件　Ｎｏ．１ |
|---|

平成　２４年　８月　７日

| 所管　財　政　局　債権回収対策室 |
|---|

| 件　名 | 堺市債権の管理に関する条例（案）の制定について |
|---|---|
| 経過・現状<br>政策課題 | 【経過】<br>・平成 19 年 4 月　債権回収対策室設置、市所管の債権回収対策に指導・助言を実施。<br>・平成 23 年 3 月　債権管理マニュアルを整備。<br>・平成 24 年 4 月　市税特別滞納対策室と統合、市税のノウハウを共有。<br><br>【現状】<br>平成 23 年度末で、債権の未収金額約 264 億円。債権放棄の議決件数 92 件<br><br>【課題】<br>（１）債権の管理に関する規定が、各債権の根拠法令等に分散しており、債権管理手順における統一的な規範がないため、回収手続の把握が困難。<br>（２）適正な債権管理を実施することにより、回収困難になった債権放棄事案が発生し、議会の議決案件が増大。 |
| 対応方針<br>今後の取組（案） | 【対応方針】<br>「堺市債権の管理に関する条例（案）」を制定し、適正な債権管理を推進する。<br>（１）市の保有する債権の回収手続等について、法令等に分散している規定を体系化・統一化する。<br>（２）適正な徴収手続を行ってもなお回収困難な債権について、債権放棄の基準を明確に定め、その放棄を市長等（市長及び上下水道事業管理者）に委ねる旨の規定をすることで適正な債権管理を推進する。<br><br>【主な内容】<br>（１）市長等の責務<br>・法令及び条例の規定に基づき、適正な債権管理に努める（第 4 条）<br>・市民負担の公平性の確保及び収入の確保の観点から、市の債権の適切かつ効率的な徴収に努める（第 5 条）<br>・適正な債権管理のために台帳を整備する（第 6 条）<br>（２）適正な徴収手続<br>・地方自治法、同施行令などに分散している徴収手続についての規定を、本条例に規定し、適正な徴収手続を明確にする（第 7 条ー第 14 条）<br>①督促について（第 7 条）<br>②強制徴収債権における、滞納処分等について（第 8 条）<br>③非強制徴収債権における、強制執行等について（第 9 条） |

| | |
|---|---|
| | ④履行期限の繰上げについて（第10条）<br>⑤破産時等の債権の申出等について（第11条）<br>⑥非強制徴収債権における、徴収停止について（第12条）<br>⑦非強制徴収債権における、履行延期の特約等について（第13条）<br>⑧非強制徴収債権における、免除について（第14条）<br>（３）債権の放棄<br>・適正な徴収手続を行ってもなお回収が見込めない非強制徴収債権について、債権放棄の規定を列挙し、該当する場合の債権放棄の判断を市長等に委ねる規定をすることで適正な債権管理を推進する。（第15条）<br><br>【スケジュール】<br>・平成24年8月27日　　議会への提案<br>・公布の日から施行予定<br>※議決を得られれば、条例施行規則を制定するほか、債権所管課に対し研修を実施し、全庁的な取組を推進 |
| 効果の想定 | 適正な債権管理による市民負担の公平性の確保と財政の健全化 |
| 関係局との政策連携 | 全庁 |

# 適正な債権管理の実現に向けて～債権回収対策室～

## １．本市の未収金の現状

現状

平成 22 年度までは、増加傾向であったが、平成 23 年度に減少となった。

→　平成 23 年度末で、約 264 億円に。
（平成 22 年度末約 276 億円）

（これまでの取組）

平成１９年４月：債権回収対策室設置、市所管の債権回収対策に指導・助言を実施

平成２３年３月：債権管理マニュアルを整備。

平成２４年４月：新債権回収対策室発足、市税特別滞納対策室と統合・市税のノウハウを共有

## ２．めざすべきところ

①市民負担の公平性の確保

・納付資力がありながら払わない人からは、確実に回収。

・納付資力がない若しくは不足する人には、適切に徴収停止や履行延期の特約等といった徴収緩和を実施。

②財政の健全化

・適正な債権管理により未収金額を縮減し、収入を確保。

**適正な債権管理の実現のために**

## ３．課題と解決方法

| | | |
|---|---|---|
| 課題① | ①債権の管理手順における統一的な規範がない<br>→債権管理の規定について統一的な規範がないため、回収手続の把握が困難。 | ①債権管理条例を制定し、体系化する<br>市の保有する全ての債権の回収手続等を地方自治法及び同施行令等に基づき体系化・統一化。<br>→手順の明確化により適正な債権管理を確実に実行 |
| 課題② | ②適正な債権管理を実施することにより、回収困難になった債権放棄事案が発生し、議決案件が増大 | ②債権管理条例を制定し、規定を設置<br>条例中に債権放棄の基準を明確に定め、その放棄を市長に委ねる旨を規定（破産で回収が見込めなくなる等の反復して発生する事案が対象）。<br>→　適切に不納欠損処分を行うことで適正な会計管理が可能。 |

# 堺市債権の管理に関する条例（案）の概要

## 条例の目的と長の責務（第１章　総則）

○　債権の徴収に関し、必要な事項を定め、債権管理の適正化と公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。（第１条）

○　市長等は、法令及び条例の規定に基づき、適正な債権管理に努めなければならない。（第４条）

○　市長等は、市の債権の適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。（第５条）

○　市長等は、適正な債権管理のために台帳を整備する。（第６条）

※　市長等（市長及び上下水道事業管理者）

## 条例に基づく債権管理の流れ（第２章　徴収手続）

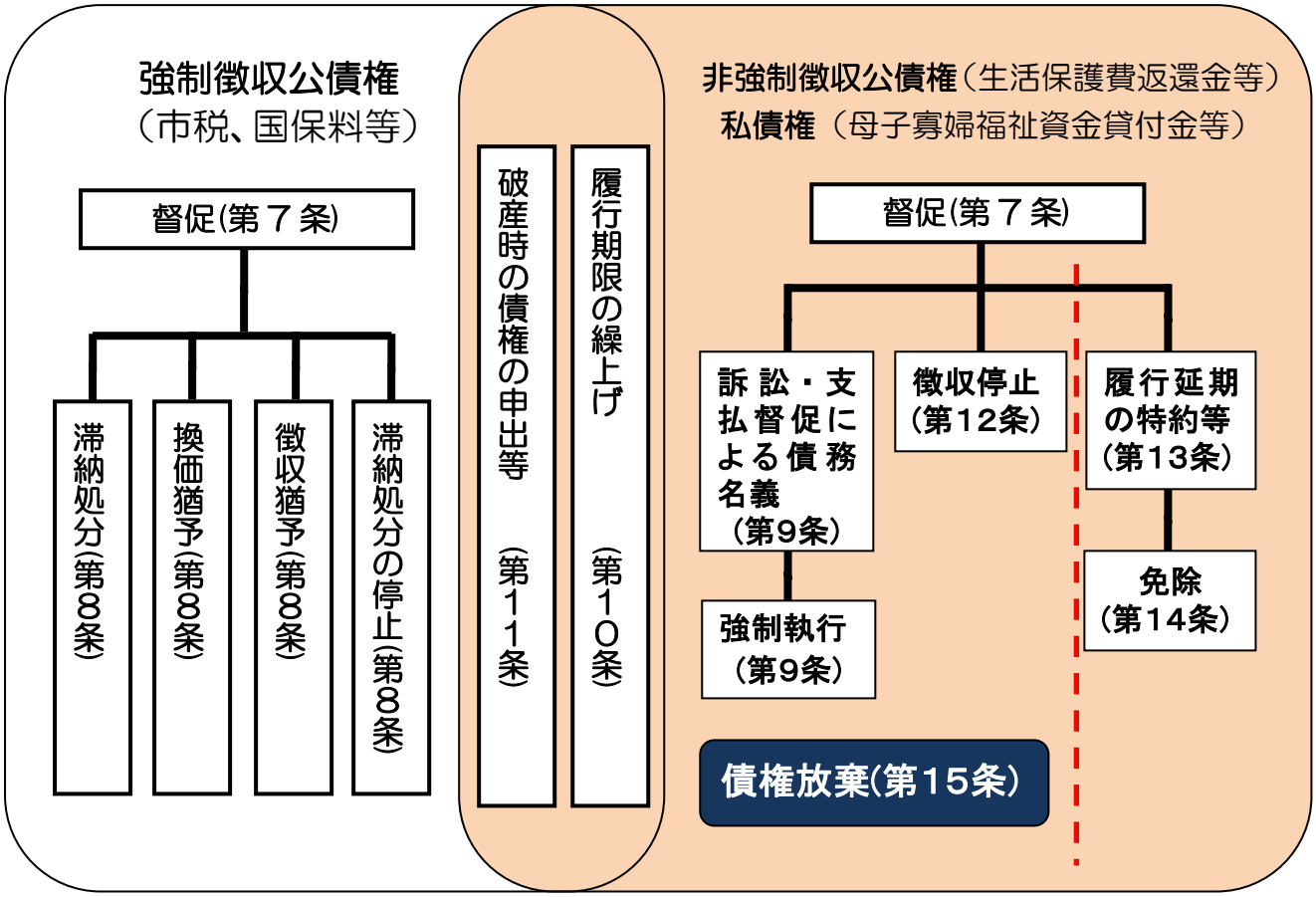

（案）

# 堺市債権の管理に関する条例

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　徴収手続（第７条－第１５条）
第３章　雑則（第１６条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市（以下「市」という。）の債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権　金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 市の強制徴収債権　市の債権のうち、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(3) 市の非強制徴収債権　市の債権のうち、前号に掲げる債権以外のものをいう。

(4) 条例等　条例及び規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

（法令及び他の条例等との関係）

第３条　市の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（債権の適正な管理）

第４条　市長及び上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令及び条例等の規定に基づき、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

（徴収方針）

第５条　市長等は、市の債権の適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。

（台帳の整備）

第６条　市長等は、市の債権を適正に管理するために規則等で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

## 第２章　徴収手続

（督促）

第７条　市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令

及び条例等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第８条　市長等は、市の強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第９条　市長等は、市の非強制徴収債権について、第７条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第１２条の規定により徴収停止の措置を採る場合又は第１３条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている市の非強制徴収債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前２号に該当しない市の非強制徴収債権（第１号に該当する市の非強制徴収債権で同号の措置を採ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第１０条　市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第１３条第１項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第１１条　市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

２　前項に規定するもののほか、市長等は、市の非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置を採らなければならない。

（徴収停止）

第１２条　市長等は、市の非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第１３条　市長等は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあると認められるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第１号から第３号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

２　市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第１４条　市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした市の非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から１０年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

２　前項の規定は、前条第１項第５号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に

係る市の非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第１５条　市長等は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の適用を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２０４条第１項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(3) 当該非強制徴収債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(4) 第９条に規定する強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該非強制徴収債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(6) 第１２条に規定する徴収停止の措置を採った当該非強制徴収債権について、当該徴収停止の措置を採った日から相当の期間を経過したとき。

## 第３章　雑則

（委任）

第１６条　この条例の施行について必要な事項は、規則等で定める。

## 附　則

この条例は、公布の日から施行する。